

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施機関）

第2条 補償を実施する機関は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

（通知）

第3条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第4条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

（福祉事業）

第5条 教育委員会は、公務上の災害を受けた学校医等の福祉に関して必要な次に掲げる事業を行うように努めなければならない。

（1）外科後処置に関する事業

（2）休養又は療養に関する事業

(3) リハビリテーションに関する事業

(4) 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(報告、出頭等)

第6条 教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の補償については、なお従前の例による。

(町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び町田市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「平成14年3月町田市条例第16号」を「平成27年6月町田市条例第 号」に改める。

(1) 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月町田市条例第33号）第2条第2号

(2) 町田市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和59年6月町田市条例第21号）第2条第4号

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成27年6月町田市条例第<u>      </u>号)の適用を受ける者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年3月町田市条例第16号)の適用を受ける者</p> <p>(3) 略</p>

町田市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成27年6月町田市条例第<u>      </u>号）の適用を受ける者</p> <p>(5) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の適用を受ける者</p> <p>(5) 略</p>